

国民健康保険

健康保険

手続きを忘れずに

■問合せ 住民課国保医療グループ(☎74-3002)

私 たちは、日ごろ健康でも、いつ、どんなときに病気やけがをされるかわかりません。

そんなときに備えて、皆さんが普段から保険税を出し合って医療費に充てる助け合いの制度が「国民健康保険制度」です。

国民健康保険(国保)は、市町村と都道府県が運営し、地域の健康生活を支えています。

洞爺湖町に居住している人で、職場の健康保険・共済組合など、他の健康保険に加入している人や生活保護法による扶助を受けている人以外のすべての住民は、国民健康保険に加入しなければなりません(すべての国民が公的医療保険に加入することとなっています「国民皆保険制度」)。

国民健康保険(国保)の手続き

国保に加入するとき、また、やめるときは、14日以内に手続きをしなければなりません。

※手続きを行うときに、原則、押印の必要はありません。

国保に加入するとき

手続きが必要なとき	手続きに必要なもの
他市区町村から洞爺湖町へ転入したとき	転出証明書(保険証)
職場などの健康保険をやめたとき	健康保険の資格喪失証明書(保険証)
職場などの健康保険の扶養家族を外れたとき	扶養家族を外れた証明書(保険証)
子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳(保険証)
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書(保険証)

※国保に関する注意事項

保険証は、すでに国保加入者がいる世帯の場合に必要です。

国保をやめるとき

手続きが必要なとき	手続きに必要なもの
洞爺湖町から他市区町村へ転出するとき	保険証
職場などの健康保険に加入したとき	保険証、職場などの保険証
国保の被保険者が亡くなったとき	保険証、通帳、死亡を証明するもの
生活保護を受けることとなったとき	生活保護開始決定通知書、保険証

その他の手続き

手続きが必要なとき	手続きに必要なもの
住所、氏名、世帯主が変わったとき	保険証
就学のため、他の市区町村に住所を移すとき	保険証、在学(園)証明書
保険証を紛失したり、汚れて使用できなくなったとき	身分を証明するもの(運転免許証など)

保険証は正しく使用し、大切に保管しましょう

保険証(国民健康保険被保険者証)は、国保の加入者であることの証明書です。正しく使用し、大切に保管しましょう。

保険証の交付を受けたら次のことに気を付けてください。

- ①保険証の内容に間違いがないか確かめてください。
- ②有効期限が切れた保険証やコピーした保険証、自分で書き直した保険証は使用できません。

- ③保険証の貸し借りをしたり、加入者以外の人を使用したりすることはできません。
- ④治療や診療が済んだら、必ず手元に保管してください。
- ⑤職場などの健康保険に加入したり、家族に異動があったりした場合は、役場住民課で手続きをしてください。



資格喪失後の診療

国保の資格を喪失した後、新しい社会保険などの保険証が手元に届くまでの間に、国保の被保険者証を使用して診療を受けた場合、国保で負担した医療給付費を返還してもらうことになります。

これは、本来、新しい社会保険などで負担すべきものを国保から支払ったため、そのときには加入していた人から国保へ返還し、返還した分を社会保険などに改めて請求することになります。

①返還手続きについて

国保から医療給付費の返還請求の通知が届いた

ら、案内に従い請求金額を支払っていただきます。その後、領収書と国保より送付される書類(診療報酬明細書の写しなど)を社会保険などの保険者に請求すると、国保に支払った金額が返還されます。給付制限などにより支給されない場合がありますので、詳しくは社会保険などの保険者へ問い合わせてください。

②間違えて国保を使わないために

新しい社会保険などの保険証の交付前に医療機関を受診する場合は、現在「保険証切替手続き中」であることを医療機関の窓口伝え、国保の保険証は使用しないでください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

～窓口負担割合の見直し～

■医療費の窓口負担割合の変更

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある人は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合の変更対象となる人は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。

■対象となる人

窓口負担割合が2割となる人は、次の項目のすべてに該当する人です。

- ①住民税課税世帯で、3割負担(現役並み所得者)ではない
- ②同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる
- ③年金収入+その他の合計所得
・被保険者が1人世帯の場合、200万円以上
・被保険者が2人以上の世帯の場合、合計320万円以上

■見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫などの世代)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険制度を未来につないでいくためのものです。

■負担を抑えるための配慮措置

令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月診療分まで)は、2割負担となる人について窓口負担割合の引き上げに伴い、1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外です)。

配慮措置の適用で払い戻しとなる人は、高額医療費として事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

■問合せ 北海道後期高齢者広域連合(☎011-290-5601)
住民課国保医療グループ(☎74-3002)